

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 1. 金利関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

該当ありません。

## 2. 通貨関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

単位：百万円

	種 類	平成22年9月期			平成23年9月期		
		契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
金融商品取引所	通 貨 先 物	—	—	—	—	—	—
	売 建	—	—	—	—	—	—
	買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—	—	—
	売 建	—	—	—	—	—	—
	買 建	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ	—	—	—	—	—	—
	為 替 予 約	2	0	0	36	1	1
	売 建	2	0	0	36	1	1
	買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—	—	—
	売 建	—	—	—	—	—	—
	買 建	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	売 建	—	—	—	—	—	—
	買 建	—	—	—	—	—	—
合 計	—	0	0	—	1	1	

## 3. 株式関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

## 4. 債券関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

## 5. 商品関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

## 6. クレジットデリバティブ取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

該当ありません。

## ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### 1. 金利関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

単位：百万円

	ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契約額等	時 価
平成22年9月期	原則的処理方法	—	—	—	—
	金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	10,254	(注)3
		合 計	—	—	—
平成23年9月期	原則的処理方法	—	—	—	—
	金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	9,124	(注)3
		合 計	—	—	—

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによってお  
ります。  
2. 時価の算定  
取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定して  
おります。  
3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めており  
ます。

### 2. 通貨関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

### 3. 株式関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

### 4. 債券関連取引（平成22年9月期及び平成23年9月期）

該当ありません。

## 用語解説

### ■デリバティブ取引

金利や為替などの本来の金融商品から派生したスワップ・オプションなどの取引のことをいいます。主に相場の変動リスクを回避するなどの目的で利用されています。

### ■ヘッジ会計

ヘッジ取引のうち一定の要件を満たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させる会計処理をいいます。

### ■金利スワップの特例処理

想定元本、利息の受払条件、契約期間がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ同一であるなどの要件を満たす場合に、金利スワップを時価評価せずに金銭の受払の純額を当該資産又は負債に係る利息に加減する会計処理をいいます。

### ■スワップ取引

あらかじめ決定された条件により2種類のキャッシュ・フローを交換する取引のことです。この2種類のキャッシュ・フローは同通貨間の場合（金利スワップ）と異種通貨間の場合（通貨スワップ）があります。

### ■オプション取引

ある商品をあらかじめ決定された条件により、購入できる権利（コール）や売却できる権利（プット）を売買する取引のことです。オプションの購入者はオプション行使の権利を保有し、売却者はオプション行使に応じる義務を負います。この際、オプションの購入者は売却者に対価としてオプション料を支払うことになります。

## 取引の時価等に関する事項（オフ・バランス取引情報）

金融派生商品及び先物外国為替取引						単位：億円
種 類	平成22年9月期		平成23年9月期		商 品 の 内 容	
	契約金額・想定元本額	信用リスク相当額	契約金額・想定元本額	信用リスク相当額		
金利及び通貨スワップ	—	—	—	—	将来の一定期間にわたって、予め決められた金融指標を基準に、元本、利息を交換する取引	
先物外国為替取引	0	0	0	0	将来の受渡日に、約定為替相場で異種通貨の交換を行うことを約束する取引	
金利及び通貨オプション	—	—	—	—	将来の特定期日又は特定期間内に、予め定めた利回りあるいは価格で金利や通貨を購入又は売却する権利を売買する取引	
その他の金融派生商品	—	—	—	—		
合 計	0	0	0	0		

(注) 1. 上記計数は、自己資本比率規制に基づくものであり、信用リスク相当額の算出にあたっては、カレント・エクスポージャー方式を採用しております。  
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。  
3. なお、自己資本比率規制の対象となっていない金融商品取引所取引、原契約期間から営業日以内の外国為替関連取引等の契約金額・想定元本額は次のとおりです。

単位：億円

種 類	契約金額・想定元本額	
	平成22年9月期	平成23年9月期
金利及び通貨スワップ	—	—
先物外国為替取引	—	—
金利及び通貨オプション	—	—
その他の金融派生商品	—	—
合 計	—	—

与信関連取引				単位：億円
種 類	契 約 金 額		商 品 の 内 容	
	平成22年9月期	平成23年9月期		
コミットメント	1,604	1,692	貸越契約の枠空き等、一定の要件に基づき将来の信用供与を約束する取引	
保証取引	52	48	保証先が債務不履行に陥ったときに当該債務の肩代わりを行うことを約束する取引	
そ の 他	—	—	買戻し条件付債権売却等の取引	
合 計	1,656	1,741		

(注) 有価証券の私募による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返について相殺しております。

## 用語解説

## ■オフ・バランス取引

債券先物、オプション、スワップ取引などのように、取引が成約された時点ではバランスシートに計上されませんが、将来、一定の条件が満たされた場合に、確定債権・債務が発生する取引をいいます。

## ■契約金額と想定元本額

デリバティブ取引を行う際、利息などの受取額や支払額を決定するために用いられる名目上の元本額のことです。したがって、想定元本額自体は必ずしも取引のリスクの大きさを示すものではありませんが、デリバティブ取引の取引規模を示す代表的な指標とされています。

## ■カレント・エクスポージャー方式

カレント・エクスポージャー方式は、ある時点におけるデリバティブの現在価値、すなわち取引の相手方が倒産し、取引を履行できなくなったとした場合のコスト（再構築コスト）に、ポテンシャル・エクスポージャーを加えることにより、与信相当額を算出します。

## ■自己資本比率

自己資本比率とは、金融機関の規模に対し元手のお金がどれだけあるかを表す指標です。例えば貸出金が回収できなくなった場合など、内部に留保していた自己資本を取り崩して穴埋めするので、この比率が高いほど経営が安定しているといわれます。資産のリスクに応じてウェイトづけした純資産（リスク・アセット）を分母とし、出資金・積立金・引当金などの内部資金（自己資本）を分子に比率を計算します。

自己資本比率の基準には、海外拠点をもつ金融機関に適用される国際統一基準（基準比率8%）と海外拠点をもたない金融機関に適用される国内基準（基準比率4%）があります。なお、当行は国内基準が適用され、自己資本比率が4%を割ると金融当局による行政指導（早期是正措置）が発動されますが、当行は基準値を上回っております。